

# Weekly Report

第587号  
令和3年2月1日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 贈与税の申告が必要となるケースは

令和2年度分の贈与税の申告が2月1日から始まりしました(3月15日まで)。

### ◆贈与税の申告が必要となるケースは

令和2年中に個人から財産の贈与を受けた方で、以下のようなケースに該当する方は申告が必要です。

### ◎贈与を受けた財産が110万円超の場合……

暦年課税の基礎控除額は、受贈者ごとに年間110万円なので、贈与者の人数に関わらず1年間に贈与を受けた財産の合計額が110万円を超える場合は申告が必要です(110万円以下の場合は申告不要)。

### ◎相続時精算課税を適用する場合……特定の贈与者(60歳以上の父母・祖父母など)からの贈与について、暦年課税に代えて相続時精算課税(特別控除額2500万)を適用する場合は、申告が必要です。

### ◎住宅取得等資金の非課税措置を適用する場合……直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合に一定限度額まで贈与税が非課税となる措置を適用する場合は、申告が必要です。

### ◎配偶者控除の特例を適用する場合……婚姻期間が20年以上である配偶者からの居住用不動産又は居住用不動産の購入資金の贈与を、2千万円まで控除できる特例を受ける場合は、申告が必要です。

令和2年7月豪雨の被害を受けた特定地域内の土地等を相続や贈与で取得した場合は、「調整率」を路線価等に乗じて評価額を算出できます。

### ◆豪雨やコロナで地価下落した土地等の評価

令和2年7月豪雨の被害を受けた特定地域内の土地等を相続や贈与で取得した場合は、「調整率」を路線価等に乗じて評価額を算出できます。

また、新型コロナウイルスの影響で大幅な地価下落が確認された地域(大阪府中央区の一部など)の土地等を令和2年7月～12月に相続や贈与で取得した場合は「地価変動補正率」を路線価に乗じて算出します。

## 「事業再構築補助金」は3月開始予定

令和2年度第3次補正予算の成立により、新型コロナウイルスの影響が長期化している中で、中堅・中小企業等が新分野展開や業態転換、事業・業種転換などの事業再構築を支援する「事業再構築補助金」が実施されます(予算額1兆1485億円)。

本事業は、直近6ヶ月間のうち、任意の3ヶ月の合計売上高がコロナ以前と比較して10%以上減少した中堅・中小企業等が、指針に沿った事業計画を認定支援機関や金融機関と策定して事業再構築に取り組む場合が対象となり、補助額は中小企業の通常枠で最大6千万円(補助率2/3)です。

なお、公募開始は3月からとなる見込みで、電子申請システムでの申請受付が予定されています。

## ★★★2月のチェックポイント★★★

※贈与税の申告・納付は2月1日～3月15日。

※所得税の確定申告・納付は2月16日～3月15日。早めの準備が正しい申告と節税の基本です。

※2月1日～3月18日は「サイバーセキュリティ月間」。特に、新型コロナウイルス対策で出勤者数の削減が求められ、新たにテレワークや在宅勤務を実施した企業は、不審メールによる情報の流出など常に新しいリスクや脅威が発生する可能性があります。万一来に備え、従業員教育・情報管理の定期的な見直しと対策を行います。